

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和6年3月8日から同年7月8日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和6年3月8日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジ南岩国店（A敷地）
所在地 岩国市南岩国町三丁目729の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 晋

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,721㎡	3,934㎡
駐輪場の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
荷さばき施設の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
廃棄物等の保管施設の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
駐車場の自動車の出入口の数	3箇所	5箇所
駐車場の自動車の出入口の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後9時まで	午前0時から午後12時まで

4 届出年月日
令和6年2月27日

5 変更年月日
令和6年10月23日